								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	O評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					現物給付及び償還払いによる助成を行い、	妥当性	А	市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の 事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直 接的に軽減する施策であり、市民ニーズも高いことから継 続して実施する必要があります。		中学校3年生までの医 療費を助成することに より、子どもの保健の向
1	子ども医療対策 事業	子育て支援課	医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健やかな子育てがされている。	ついて全額を助成す	子どもの保健の向上に 寄与するとともに、保護 者の経済的支援を行う ことができました。な お、保護者に対して子	有効性	А	子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の 経済的負担が軽減されています。	現行どおり	上に寄与するとともに、 保護者の経済的支援を 行います。また、保護者 に適正受診を促進しな がら、助成額の動向等 に注視し、必要に応じ
					ども医療の適正受診の 周知を行いました。	効率性	Α	中学3年生まで自己負担なしで通院及び入院に要する医療費の助成を実施しました。引き続き、適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しを検討します。		て助成内容の見直しに ついての検討を行いま す。
			子どもの成長に大きな	実情の把握、情報の提	関係機関と連携をとり、 児童虐待の予防、早期 発見及び被虐待児へ の適切な対応、また、D	妥当性	Α	児童虐待通告件数、DV相談件数が増加している中、早期発見やその適切な支援及び暴力を防止するため必要な事業です。また、児童福祉法第10条第1項第3号において、市の相談業務が義務づけられています。		関係機関との連携を強 化し、児童虐待の未然 防止やDV被害者支援
2	子ども家庭総合 支援事業	子育て支援課	を防止する。被虐待児童とその養育者が効果的な支援を受けられる。また、DV被害者がDVを受けなくなる。ま	関係機関との連絡調整 その他の必要な支援を 行う。また、拠点内に組 織する要保護児童対策 地域協議会において、	V防止にかかる支援を 実施しました。また、児 童とその家庭が良好な 生活を送れるよう各種 相談に応じ、関係機関	有効性	А	関係機関と連携し、被虐待児童及びDV被害者の早期発見やその適切な支援及び暴力を防止することができています。また、児童や家庭に関するあらゆる相談に応じることで、問題解決のための支援を行うことができます。	現行どおり	につなげ、市民の生命や安全を確保します。また、家庭及び児童に関する相談機関として、ケースワーカーと相談員が面接や家庭訪問、
			た、児童とその家族が 良好な生活を送れる。	配偶者等からの暴力を	支援を行うことができま	効率性	А	児童家庭相談システムの活用により事務処理を効率化しています。また、子ども家庭総合支援拠点設置に伴い必要な虐待対応専門員の人件費は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金を受けています。		関係各課・機関と連携 し問題解決に向けた支援を行います。
				生命の危険のある未熟		妥当性	Α	母子保健法第20条により、市が実施主体と位置づけされているため、必要な事業です。		
3	養育医療給付事業	子育て支援課	生命の危険のある未熟 た 生命の危険のある未熟 た 児に対し医療の給付を を 行うことにより、健全な す 育成が行われている。 所	を現物給付により実施	現物給付を行い、児童の福祉に寄与することができました。	有効性	Α	未熟児に必要な医療を給付することにより、乳児の生命 の保護及び健康の増進が行われています。	現行どおり	生命の危険のある未熟 児に対し医療の給付を 行うことにより、健全な 育成を支援します。
				る。		効率性	А	件数が少ないため、電算化せず、現在の実施方法が最適 と判断します。国、県の負担金があり、財源確保に問題は ありません。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			中学校修了までの児童			妥当性	А	児童手当法に規定されている事業です。		
4	児童手当支給事 業	子育て支援課	を養育している保護者 に手当を支給すること により、家庭における 生活が安定し、次代の 社会を担う児童が健全	児童手当支給該当者 に対し、児童手当制度 の案内、申請の受理、 審査、支給を行う。	保護者等の経済的支 援を行うことができまし た。	有効性	А	児童手当を支給することにより、生活が安定し児童が健 やかに成長しています。	現行どおり	児童手当支給該当者に 対し、児童手当制度の 案内、申請の受理、審 査、支給を行います。
			に育っている。			効率性	А	児童手当法により、国、県、市及び事業者の費用負担割合が定められています。また、児童手当システムにより適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
				ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支		妥当性	А	国のひとり親家庭支援施策による「母子家庭等対策総合 支援事業補助金要綱」、千葉県の「ひとり親家庭等医療費 等助成事業実施要領」等に基づき、実施している事業で す。		ひとり親家庭等への経 済的支援(医療費の助 成、入学時等祝金の支
5	ひとり親家庭等支援事業	子育て支援課	子育てをするひとり親 家庭等を支援すること により、ひとり親家庭の 生活が安定し児童が健 全に育っている。	給他)を実施する。 ひとり親家庭の自立を 促進するため、ひとり親 家庭自立支援教育訓 練給付金等の支給を行 う。	ひとり親家庭等の生活・経済的支援を行うことができました。	有効性	Α	医療費助成や自立に向けた支援により、ひとり親家庭等 の経済的な支援を行っています。	現行どおり	給他)を実施します。また、ひとり親家庭自立 支援教育訓練給付金 等の支給を行い、ひとり 親家庭の自立を促進します。さらに、ひとり親
				ひとり親家庭等の中学 生を対象に学習支援を 行う。		効率性	А	ひとり親医療費は児童福祉システム(ひとり親家庭医療費助成)により、適正かつ効率的な事務処理を行っています。		家庭等の中学生を対象 に学習支援を行いま す。
				母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子及		妥当性	А	児童福祉法第22条及び第23条に規定されている事業で す。		経済的理由により、入院助産を受けることが
	母子生活支援施 設等入所保護事 業	子育て支援課	母子家庭の生活安定と 向上のために必要な措 置をとることで母子家	る。経済的理由により	行うことで、入所した好産婦が安心して出産したり、母子世帯が、自立した生活を営めるよ	有効性	Α	入所支援を行うことにより、妊産婦や母子家庭の生活が 安定しています。	現行どおり	できない妊産婦に、助産を受けさせます。また、支援が必要な母子家庭及びこれに準ずる事情のある女子ならびに児童を入所保護し、
				所させ助産を受けさせる。		効率性	А	事業費の1/2は国庫補助金、1/4は県補助金として受けています。支援を必要とする対象者が安心して生活できるよう支援を行っています。		生活の安定と経済的な自立を促進します。

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	А	児童扶養手当法に規定されている事業です。		
7	児童扶養手当事 業	子育て支援課		当者に対し手当制度の 案内、申請の受理、審	ひとり親家庭等の生活 安定のための経済的 支援を行うことができま した。	有効性	А	児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の経 済的な支援を行っています。	現行どおり	児童扶養手当支給該 当者に対し手当制度の 案内、申請の受理、審 査・認定、支給を行いま す。
						効率性	А	児童扶養手当法の規定されている事業であり、支給手当額の1/3の国庫補助金を受けています。児童扶養手当システムにより適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
					児童に健全な遊び場を	妥当性	Α	安心・安全な遊び場を提供することは良好な子育て環境 を充実させるために必要な事業です。		児童遊園の管理の一
8	児童遊園管理事 業	子育て支援課	広場や遊具を備えた遊び場を、児童が安全で 気軽に利用できる。	児童の健康増進や安全な遊び場として設置された市内の児童遊園の管理運営を行う。	提供するため児童遊園 を維持管理することに より、児童の健康を増 進し、情操を豊かにす る効果が得られまし	有効性	В	子どもたちの安全な遊び場を提供することで良好な子育 て環境の充実に寄与していますが、近隣の類似施設や利 用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。	一部改善	部を、地元自治会の協力のもと行います。また、近隣の類似施設の設置状況や利用者の利用状況等を精査して、事業の縮小を検討
					<i>t</i> =.	効率性	А	清掃などを地元自治会の協力を得て行うことで、効率的に管理を行っています。		します。
				児童や保護者が安心・	児童に健全な遊び場を	妥当性		子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。		75-t-140 TELL
9	児童センター運営 委託事業	子育て支援課	児童センターを適切に 運営することで、児童 や保護者が安心・安全 に遊ぶことができる。	安全に遊びを展開できる場として、総合福祉センター・南部総合福祉センター内の児童センター運営を指定管理者として社会福祉協議	提供するため児童遊園 を維持管理することに より、児童の健康を増 進し、情操を豊かにす る効果が得られまし	有効性		子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境 が充実しています。	現行どおり	子育て支援の一環として、児童に安心・安全な遊び場を提供するため、児童センター2か所を指定管理者制度により、適正に実施します。
				ンター運営を指定管理   な	<i>t</i> ≤。	効率性	Α	指定管理者制度により、効率的に運営しています。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					自由な遊び場を通して	妥当性	А	子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境 を充実させるのために必要な事業です。		
10	プレーパーク運営事業	子育て支援課	子どもの冒険心や好奇 心をかき立てる遊び場 や自然の中で思い切り 遊ぶことができる。	などの自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場	子どもたちの交流を促進するとともに、子どもの保護者に子育ての情報等を交換できる場を提供することができまし	有効性	Α	子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境 が充実しています。	現行どおり	子どもたちが安全に自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場(プレーパーク)を委託により運営します。
					<i>t</i> ≥。	効率性	А	外部委託することにより、効率的に運営しています。		
				子ども・子育て会議を開催する。「子ども・子		妥当性	А	子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法72条に基づき設置しています。(努力義務)		子ども・子育て支援施策に関し必要な事項について審議するため、
11	子ども・子育て施 策推進事業	子育て支援課	策を総合的かつ計画的 に推進することで、子 育て環境が充実してい	育て支援法」に基づく 「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を 行う。また、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの	開催し、計画事業の進捗を確認しました。	有効性	А	子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、関係機関等からの意見聴取は、子ども・子育て施策の推進に必要です。	現行どおり	子ども・子育て会議を開催します。また、計画に位置付けた各施策・事業の実効性を確保するために計画の適正な進行管理を行います。さら
				駅」として登録し、情報を提供する。		効率性		事業費は委員報酬及び費用弁償のみであり、会議開催回数についても必要最小限に留め、コストの縮減を行っています。		に、「赤ちゃんの駅」を 登録し、情報発信を行います。
						妥当性		計画策定にあたっては、こども基本法の中で、こどもや子育て当事者等の意見を聴取することが求められています。		
	子ども・子育て支 援事業計画策定 事業	子育て支援課	こども基本法に基づくこ ども大綱を踏まえなが ら、計画策定すること で、子育て環境が充実 している。	「子ども・子育て支援 法」に基づく「子ども・子 育て支援事業計画」を こども基本法に基づくこ ども計画と一体的に策 定する。	ズ調査、子どもの貧困 実態調査を行いまし	有効性		計画に市民ニーズを反映することで、地域の実情に即した計画策定が可能となり、子育て環境が充実していきます。	現行どおり	ニーズ調査の結果や 市民意見を踏まえ、次 期計画を策定しま す。
						効率性	А	業務の一部を委託することで効率的に実施しました。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性		子育て支援の一環として子育て情報の提供は子育てへの 不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進のため 必要な事業です。		ホームページにおい て、子育て世代に分か
13	子育て情報提供 事業	子育て支援課	子育てについての情報 提供サービスを、利用 することができる。	あらゆる主体による子 育て支援に関するデー タベースを構築するた めの検討を行い、新た な情報を提供する。	ホームページにおいて、子育て世代に分かりやすい情報発信を行うとともに情報ブック「すくすく」の更新を行います。	有効性	А	子育て支援に関する情報を簡単に入手できることで、子育 てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進 につながっています。	現行どおり	りやすい情報発信を行いますが、子育て応援サイトすくすくについては、事業者からの無償でのサービスの提供が終了予定であることか
						効率性	А	民間事業者との協働により、無償で情報ブック「すくすく」 を更新しました。また、最新の情報をホームページ等を通 じて発信することで効率的に実施しています。		ら事業の廃止を検討し ます。
					現物給付及び償還払いによる助成を行い、	妥当性	А	市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の 事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直 接的に軽減する施策であり、継続して実施する必要があり ます。		高校1年生から高校3
	高校生等医療対 策事業 (新規事業)	子育て支援課	により、保護者の経済 的負担の軽減及び子ど もの保健の向上と健や	高校1年生から高校3 年生相当までの医療に 要する保険診療の自己 負担分の全部又は一 部を助成する。	子どもの保健の向上に 寄与するとともに、保護 者の経済的支援を行う ことができました。な お、保護者に対して子	有効性	Α	子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の 経済的負担が軽減されています。	現行どおり	年生相当までの医療費 を助成することにより、 子どもの保健の向上に 寄与するとともに、保護 者の経済的支援を行い
					ども医療の適正受診の 周知を行いました。	効率性	Α	高校1年生から高校3年生相当までの通院及び入院に要する医療費の助成を実施しました。引き続き、適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しを検討します。		ます。
			低所得の子育て世帯 は、食費等の物価高騰 に直面し、家計が悪化			妥当性	Α	国が定めた低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支 給要領に基づき、支給を行いました。		
15	低所得の子育て 世帯生活支援特 別給付金(ふたり 親)給付事業 (新規事業)	子育て支援課	している。このように食 費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を 受けた低所得の子育て 世帯(ひとり親世帯を除 く。)を見舞う観点から、	の支援束として、対象 世帯に対して、対象児	子育て世帯生活支援 特別給付金を支給する ことにより、経済的支援 を行うことができまし た。	有効性		物価高騰の影響により家計が悪化している、保護者等の 経済的支援を行うことができました。	完了	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用した、令和5年度単年度事業です。
			子育で世帯生活支援特別給付金を支給する。			効率性		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を 活用し、適切に支援を行いました。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			低所得の子育て世帯 は、食費等の物価高騰 に直面し、家計が悪化			妥当性	А	国が定めた低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支 給要領に基づき、支給を行いました。		
16	低所得の子育て 世帯生活支援特 別給付金(ひとり 親)給付事業 (新規事業)	子育て支援課	している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)を	の支援策として、対象世帯に対して、対象児	子育て世帯生活支援 特別給付金を支給する ことにより、経済的支援 を行うことができまし た。	有効性	Α	物価高騰の影響により家計が悪化している、保護者等の 経済的支援を行うことができました。	完了	新型コロナウイルス感 染症セーフティネット強 化交付金を活用した、 令和5年度単年度事業 です。
			見舞う観点から、子育 て世帯生活支援特別 給付金を支給する。			効率性	Α	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を 活用し、適切に支援を行いました。		
			物価価高騰の影響を踏			妥当性	Α	県が定めた子どもの成長応援臨時特別給付金支給要領 に基づき、支給を行いました。		
17	子どもの成長応 援臨時給付金支 給事業 (新規事業)	子育て支援課	まえ、子育て世帯の習い事や体験活動などに 係る経費の負担軽減のため、子どもの成長 応援臨時給付金を支給する。		子どもの成長応援臨時 給付金活支援特別給 付金を支給することに より、経済的支援を行う ことができました。	有効性	Α	物価高騰の影響により家計が悪化している、保護者等の 経済的支援を行うことができました。	完了	千葉県子どもの成長応 援臨時給付金を活用した、令和5年度単年度 事業です。
			9 <b>0</b> 。			効率性	Α	子どもの成長応援臨時給付金を活用し、適切に支給を行いました。		
				スタイの土地土取り	ファミリー・サポート・センターの運営を通じ、	妥当性	Α	ファミリー・サポート・センターの運営は市民相互で行う育 児の援助活動を支援する上で必要な事業です。		市民への周知により、
	ファミリー・サポート・センター運営 事業	保育課	地域の相互援助活動 により、仕事と育児が 両立できている。	子育ての支援を受けたい人とそれを応援したい人が会員となり、3人のアドバイザーが会員相互のコーディネートを行う。	援助活動の支援を行うことができました。また、連携市間で活動等	有効性	Α	利用ニーズは多く、安定した新規会員登録があり、市民相 互で行う育児の援助活動の支援ができています。	   現行どおり 	随時会員の新規登録 が行われている状況で あり、利用ニーズに応 えるため、ファミリー・サ ポート・センターの運営
					成し、広域連携を進めることができました。	効率性	Α	国・県の補助金を効率的に活用している事業であり、また、周知も着実に行われていることから、実施方法に問題はありません。		を行います。

								令和5年度		令和6年度	
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針	
				私立幼稚園設置者に 対し、特別支援教育運 営費補助金(心身障が		妥当性	А	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児 教育の向上のため、私立幼稚園に対する支援が必要で す。		幼児教育体制の拡充を 推進するため、私立幼 稚園における心身障が い児の受け入れに対す	
19	私立幼稚園等運 営補助事業	保育課	私立幼稚園の費用負担を軽減することで、幼児教育を受けやすい環境ができている。	い児の受け入れに対す る補助)、預かり保育補 助金(延長保育や長期 休業期間における保育 の実施に対する補 助)、一時預かり事業	経済的負担を軽減し、 幼児教育体制の拡充	有効性	Α	私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育環境の充 実と幼児教育の向上に寄与しています。	現行どおり	る補助、夏季休業期間 中の預かり保育に対す る補助、幼稚園型一時 預かり事業に対する補 助、教育の質の向上や 外国にルーツをもつ園	
				助)、一時預かり事業 (幼稚園型)補助金を交付する。		効率性	Α	市規定により適正に実施しているとともに、さまざまな保 育ニーズを把握し効率的に実施しています。		児の教育等に要する費用に対する補助を実施します。	
						妥当性	А	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児 教育の向上のため、私立幼稚園に対する支援が必要で す。			
	幼児教育振興費 補助事業	保育課	幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付することにより、 幼児期教育の振興ができる。		芸術及び文化的行事 並びに研修及び研究事 業を補助したことで、幼 児教育が振興しまし た。	有効性	А	私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育の振興に寄与しています。	現行どおり	市内の半数以上の私 立幼稚園等が合同で行 う幼児教育の振興に関 する事業に対して補助 を行います。	
						効率性	Α	市の規定により、適正に実施しています。			
				病気の回復期に至って		妥当性	Α	他制度での預かりが困難な児童を対象としており、実施機 関が少ないため必要な事業です。		市内医療機関への委	
21	病児•病後児保育 事業	保育課	<sub>保 奈 钾</sub> を取り戻せ、子育てと	子どもが無理なく体力 を取り戻せ、子育てと 就労の両立がされてい	いない児童(病児)又は、病気の回復期にある児童(病後児)の一時的な預かりを実施するため、市内医療機関	ましたが、6月より委託 先の保育士不足により	有効性	Α	医療機関への委託により専門性のある保育を実施し、保 護者の子育てと就労の両立を支援しています。	一部改善	託により、病児・病後児 保育を実施し、保護者 の子育てと就労の両立 を支援します。また、委 託先を拡充するため、 の調査・研究を行いま
				に事業を委託する。		効率性	В	民間への事業委託及び補助金の活用により効率的な運営を実施しています。しかしながら、安定した事業運営のためには、委託先の拡充が必要です。		<b>इ</b> .	

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	O評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			幼児教育・保育の無償	市が確認をした、子育 てのための施設等利用 給付の対象である幼稚 園、特別支援学校幼稚 部、認可外保育施設、		妥当性	А	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、幼児教育・保育の充実と保護者の経済的負担の 軽減をするために必要な事業です。		
22	子育てのための 施設等利用給付 事業	保育課	幼児教育・保育の無償 化の実施に伴い、子育 てのための施設等利用 給付事業を実施するこ とで、施設等利用保護 者の経済的負担を軽減	国、特別文族子校切代 部、認可外保育施設、 預かり事業、病児・病 後児保育事業、子育て 援助活動推進事業を利 用した3歳から5歳まで の子どもなり	子育てのための施設等 利用給付事業を実施す ることで、施設等利用 保護者の経済的負担を 軽減できました。	有効性	А	保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。	現行どおり	幼児教育・保育を無償 化するため、支給要件 を満たした子どもが対 象施設を利用した際に 要する費用を支給しま す。
				歳までの住民税非課税 世帯の子どもであっ て、保育の必要性があ るものに、施設等利用 費を支給する。		効率性	Α	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		
			幼児教育・保育の無償	幼稚園において実費徴 収している食事の提供	ガディロネスでがってい	妥当性	А	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業 であり、保護者の経済的負担を軽減するために必要な事 業です。		幼児教育・保育の無償 化の実施に伴い、各施
23	実費徴収に係る 補足給付事業	保育課	化の実施に伴い、低所 得者及び第3子以降を 対象に実費徴収に係る 補足給付事業を実施す ることで、保護者の経	に要する費用及び保育 所等において実費徴収 している日用品、文房 具等の購入に要する費 用等について、低所得	低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減できました。	有効性	Α	保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。	現行どおり	設事業者において実費 徴収を行うことができる こととされている費用に ついて一定の低所得者 及び第3子以降を対象
			済的負担を軽減する。	世帯等を対象に費用の一部を補助する。		効率性	А	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		に費用の一部を補助します。
			保護者の疾病その他 の理由により家庭にお			妥当性	А	他制度で充足することが困難な需要を対象としており、公 共関与の必要性が高い事業です。また、四街道市こども プランにおいても、地域における子育て支援のために必要 な施策として定めています。		ひとり親家庭その他の
24	子育て短期支援 事業	て短期支援 保育課 たり おかた おいま はの かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	設等を確保することに	とが一時的に困難と	とともに、関係機関との 連絡調整を密にするこ とにより、利用希望者 に対して効率的に支援	有効性	А	専門性のある養育施設に事業委託することで、ひとり親家 庭等の児童に対し、適切な短期入所支援を提供すること ができています。		要支援家庭にある児童 が安定して利用可能と なるよう、養育施設等を 確保しつつ、事業の実 施規則に基づく運営を
			の家庭の福祉を向上する。			効率性	А	民間への事業委託及び国庫補助等の活用により効率的 な運営を実施しています。		行います。

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			小学校就学前の子ども			妥当性	Α	他制度で充足することが困難な需要を対象としており、公 共関与の必要性が高い事業です。また、四街道市こども プランにおいても、地域における子育て支援のために必要 な施策として定めています。		事業の対象となり得る
25	多様な事業者の 参入促進・能力活 用事業	保育課	を対象とした多様な集団活動の利用者における経済的負担を軽減し、多様な事業者の参入促進及び能力活用を	した集団活動の利用に 係る給付金を支給す	事業の対象となる活動 を実施する施設等を決 定し、当該施設等の利 用者に対して給付金を 支給しました。	有効性		幼稚園類似施設等の利用者における経済的負担を軽減 することで、多様な教育・保育需要に応えるための社会資 源を充足することができています。	現行どおり	活動を実施する施設等 及びその利用者に対し て事業内容を周知の 上、事業の実施要綱に 則り、適正な給付事務
			行う。			効率性	Α	国が示す事業の実施要綱に則り給付金額を設定の上、特 定財源として国庫補助を確保しています。		を実施します。
				保育希望保護者との相 談、入所申請受付、入		妥当性	Α	児童福祉法の規定に基づいて実施している事業であるため必要な事業です。		保護者が保育の必要な
26	保育所入所等管 理事業	保育課	保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受け、就業などができる。	所・退所の決定などを 行う。管外保育所入所 希望者の場合は、当該 市区町村長と入所協議 を行う。また、保育料を	適正な入所判定会議 の実施、事務処理により、円滑な業務運営を することができました。	有効性	А	児童福祉法の規定に基づいて、適正な入所判定会議を実 施することで、適正に保育サービスが提供されています。	現行どおり	児童への保育サービス の提供を受けられるよう、適正な入所判定会 議の実施、事務処理により、円滑な業務運営
				決定し徴収業務を行う。		効率性	А	児童福祉法の規定に基づいて行っている事業で適正に保育サービスの提供を実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		を行います。
						妥当性	А	法令に基づいて実施している事業であり、すべて公立保 育所での対応はできないため、私立保育園への委託は必 要です。		法令に基づいて実施し
'//	保育所運営委託 事業	保育課	国の基準による運営費を交付することにより、 保育を必要とする児童 が充実した保育サービ スを受けられる。	保育所及び認定こども 園等に対し、国で定め られた基準に基づき運 営費を支出する。	児童を保育所等で教育・保育することにより、子育て支援と児童の健全育成をすることができました。	有効性	Α	児童福祉法に基づいて実施している事業であり、計画的 に保育施設を確保することで、待機児童対策に大きく寄与 しています。	現行どおり	ている事業であり、増大 する保育ニーズのすべ てを公立保育所のみで は対応できないため、 計画的に私立保育園へ
						効率性	Α	児童福祉法に基づき、国の交付金で財源を確保しなが ら、民間保育所へ委託をすることにより、効率化ができて います。		の委託を行います。

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	Α	安全で良質な保育サービスの提供には保育所間との定期的な情報交換が必要です。		
28	保育所運営連絡 調整事業	保育課	保育所間の連携を行う ことで、一体的な保育 が実施できている。	公立保育所及び私立 保育園間との連絡調整 及び千葉県保育行政 主管者協議会に参加 し、諸事項の検討と情 報交換を行う。	市内保育所(園)等全園会議の開催や千葉県保育行政主管者協議会に参加することで、諸事項の検討と情報交換を行いました。	有効性	А	適正かつ円滑な保育事業を実施するためには、市内各保 育園との連絡調整や他市との情報交換は諸事項を把握 するうえで効果的です。	現行どおり	円滑な保育事業の実施 のため、市内各保育園 との連絡調整や他市と の情報交換を定期的に 実施します。
						効率性	А	人件費以外の経費はありませんが、効率的な事務を実施 しています。		
				就労等により、昼間保		妥当性	Α	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生 に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する ことで、健全な育成を行うために必要な事業です。		就労等により、昼間保 護者の監護を受けられ ない小学生に対して、
29	こどもルーム運営事業	保育課	就労等により、昼間保 護者の監護を受けられ ない小学生がこども ルームで保育を受けら れる。	護者の監護を受けられない小学生に対して、 放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや 生活の場を提供することもルームを運営す	市内25ルームで学童 保育を行うことにより、 子育て支援と児童の健 全育成に寄与しました。	有効性	А	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生 に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する ことで、健全な育成に寄与しています。	現行どおり	放課後等に適切な遊び 及び生活の場としてこ どもルームを提供しま す。また、四街道小学 校及び四和小学校の敷
				る。		効率性	Α	市の直営ではなく、事業の一部を業務委託により事業を実施することで、効率的に事業を行っています。		地内に、新たなこども ルーム専用施設を建設 します。
						妥当性	А	安全で快適な保育環境を確保するために必要な事業です。		
30	保育所管理運営 事業	保育課	入所児童が、安全で快 適な保育を受けられ る。	設備の維持管理及び	各保育所における適正 な保育環境を確保する ことにより、入所児童が 安全で快適な保育を受 けられました。	有効性	Α	施設・設備の維持管理に必要な業務を委託により実施しており、安全で快適な保育環境を確保することで保育サービスの充実につながっています。	現行どおり	安全で快適な保育環境 を確保するために施 設・設備の維持管理業 務を委託により実施し ます。
						効率性	Α	施設・設備の維持管理に必要な業務を委託により、効率 的に実施しています。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	Α	私立保育園へ補助金を交付することで安定した運営が行われ、さらには各種保育サービスの充実が保育ニーズにつながっているため必要な事業です。		通常保育以外の特別保育への期待が高まっ
31	私立保育園運営 費等補助事業	保育課	私立保育園の運営を支援することで、保育の 必要がある児童が充実 した保育サービスを受けられる。	められた補助金を交付	私立保育園の安定した 運営ができたことによ り、入所児童の健全な 保育が行われました。	有効性	Α	補助金を交付することで私立保育園の安定した運営が行われるとともに、各種保育サービスが充実されています。	現行どおり	ていること、また、公立 保育所で全ての保育 ニーズへの対応は不可 能であることから、私立 保育園を活用した各種
						効率性	Α	公立保育所ですべての保育ニーズへの対応は不可能で あるため、私立保育園での各種保育サービスを効率的に 活用しています。		保育サービスを継続し て提供していきます。
						妥当性	Α	児童福祉法上、保育の実施責任は市町村にあるとされて おり、市の総合計画においても推進するものであることか ら、必要性の高い事業です。		令和6年度において は、実際の保育所等の 利用希望者数を踏まえ た整備計画の策定の結
32	保育所等整備事業	保育課	新設、改修により保育 所定員数を拡充し、保 育の必要がある児童 が、保育サービスの提 供を受けられる。	民設・民営による認可 保育所等を整備するため、施設整備の補助金 を交付する。	小規模保育所2施設の 新設、幼稚園1施設の 認定こども園化等により、新たに136人分の 定員を確保することが できました。	有効性	Α	補助事業の実施により保育所等の運営が円滑化されたことで、総合計画の目標どおり待機児童数を0人とすることができています。	現行どおり	果、保育所等の新設は 行わないこととなったため、保育施設を整備するための補助は実施しません。なお、保育の
						効率性	А	補助事業の実施により民間の資源を活用することで保育施設を整備するための初期費用を抑えつつ、特定財源として補助率の高い国庫補助を確保しています。		受け皿の整備を推進するため、保育所等の改修等に対する補助は実施します。
					// 李式 1 0 to 乳	妥当性	А	法令により実施が義務付けられており、指導監査を実施することで、保育所等の安全管理等適正な運営が確保され、保育所等を利用する市民の安心につながる必要な事業です。		保育所、認定こども園、 認可外保育施設、幼稚園は千葉県の監査等と 並行して行い、小規模 保育事業所は市単独で 実施します。また、新た
33	保育所等指導監 查事業	められ に照ら 施する 等の通	められた基準、法令等 に照らし指導監査を実	保育所等に対して、定 められた基準、法令等 に照らし適正な運営が されているかどうかを 確認するため、指導監 査を実施する。	られた基準、法令等 照らし適正な運営が れているかどうかを 認するため、指導監 を実施する	有効性	А	指導監査を実施することにより、保育所等の委託費の不 正受給や不適切保育の抑止力となっています。	現行どおり	に小規模保育事業所2 か所が令和6年4月1 日に開設されたことから、適正な運営の確保 及び効率的に指導監査 を実施できるよう、毎年
					査を実施しました。	効率性	Α	保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園は千葉県の監査等の項目と重複している部分があることから、千葉県の監査等と並行して実施することで、効率的に行っています。		実施計画を策定し、指導監査を行っていきます。(なお、うち1か所は令和6年10月1日に保育所へ移行予定です。)

								令和5年度	٤	令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			コロナ禍におけるエネルギー等の物価高騰			妥当性	А	コロナ禍におけるエネルギー等の物価高騰に係る支援により、市内の幼児教育体制を確保することは、社会機能を維持するために必要な事業です。		
34	電力・ガス・食料 品等価格高騰対 策私立幼稚園支 援事業 (新規事業)	保育課	の影響を受ける市内の 幼稚園に対し、エネル ギー・食料品等価格高 騰の影響緩和、省エネ 対策や事業継続のた	支援金を給付する。 対象:市内私立幼稚園 給付額:1施設 20万 円	子どもの教育や支援を 行う市内の幼稚園へ支 援金を支給することに より、物価高騰への支 援をすることができまし た。	有効性	Α	コロナ禍において物価高騰にも直面する中、社会機能を維持するための緊急措置として、支援金は有効です。	完了	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨 時交付金を活用した、 令和5年度単年度事業 です。
			め、支援金を支給する。		0	効率性	А	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、効率的な給付を実施しました。		
			コロナ禍におけるエネルギー等の物価高騰	支援金を給付する。 対象:市内保育施設等 (保育所、認定こども		妥当性	А	コロナ禍におけるエネルギー等の物価高騰に係る支援により、市内の保育体制を確保することは、社会機能を維持するために必要な事業です。		
35	電力・ガス・食料 品等価格高騰対 策保育施設等支 援事業 (新規事業)	保育課	の影響を受ける市内の 保育施設等に対し、エ ネルギー・食料品等価 格高騰の影響緩和、省 エネ対策や事業継続の	園、小規模保育事業所 及び認可外保育施設 計39施設) 給付額: ・定員60人以上の施	子どもの保育や支援を 行う市内の保育施設等 へ支援金を支給することにより、物価高騰へ の支援をすることがで きました。	有効性	А	コロナ禍において物価高騰にも直面する中、社会機能を 維持するための緊急措置として、支援金は有効です。	完了	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨 時交付金を活用した、 令和5年度単年度事業 です。
			ため、支援金を支給する。	設 1施設 20万円 ・定員60人未満の施 設 1施設10万円		効率性	Α	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、効率的な給付を実施しました。		
						妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。		
		保育課中央保育所	施設を適切に管理する ことにより、保育所を利 用するすべての人々が 安全に施設を利用して いる。	安全かつ過ごしやすい	保育における施設管理 及び環境整備を行い、 安全かつ過ごしやすい 環境を整備しました。	有効性	А	施設の維持管理及び環境整備をすることで、乳幼児が安全で安心できる施設となっています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な 施設の維持管理及び環境整備を行います。
						効率性	А	早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。		

								令和5年度	-	令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				子ども・子育て支援法 に基づき保育を必要と する到効児(O歳~5歳	子ども・子育て支援法 に基づき保育を必要と する乳幼児(0歳~5歳	妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。		
37	中央保育所保育 運営事業	保育課中央保育所	保育所・家庭間の連携 が円滑になり、保育所 への信頼感も高まり、 市民が良質な保育サー ビスを受けている。	抜い扣待で1] ノ。 週币	の健主な心身を発達させるとともに、子どもの	有効性	А	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感 も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が 増加している中で、地 域子育て支援拠点の一 つとして、公立保育所 の機能を発揮していき ます。
				保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。	加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。	効率性	А	保育ニーズは多く、公立保育所として多様な保育サービス を充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画 を柱に発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施 しており、子どもの健全な発達を促すことができています。		
						妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本 法に基づきアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の 軽減に資するため、アレルギーを持つ子どもへ適切に対 応しています。		
38	中央保育所給食 運営事業	保育課中央保育所	安全かつ栄養バランス のとれた給食を食べる ことができている。	安全かつ栄養バランス のとれた給食や補食を 提供する。給食室を安 全に管理する。	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	有効性	Α	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に 調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進 することができています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理 し、安全かつ栄養バラ ンスのとれた昼食や補 食を提供し、給食室を 安全に管理します。
						効率性	Α	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		
						妥当性	Α	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。		
	分園施設維持管 理事業	保育課中央保育所	施設を適切に管理する ことより、保育所(分園) を利用するすべての 人々が安全に施設を利 用している。	立ひかつ ほご カナい	保育における施設管理 及び環境整備を行い、 安全かつ過ごしやすい 環境を整備しました。	有効性	Α	施設の維持管理及び環境整備をすることで、幼児が安全 で安心できる施設となっています。	現行どおり	入所幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な 施設の維持管理及び環 境整備を行います。
						効率性	Α	早期の点検・修理を実施しており、子どもたちが安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。		

								令和5年度	-	令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					子ども・子育て支援法 に基づき保育を必要と する幼児(2歳~5歳	妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を 密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。		
40	分園保育運営事 業	保育課中央保育所	の連携が円滑になり、 保育所(分園)への信 頼感も高まり、市民が	保護者に対する育児支	保護者に対する育児支	有効性	А	学校の余裕教室を活用し、小規模ながらも活発に活動しています。分園と家庭間の連携が円滑になり、分園への信頼感も高まり市民が良質な保育サービスを受けられています。	現行どおり	幼児の健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行います。
				保育に加えて時間外保育も実施する。		効率性	А	入所者数は定員を満たしていませんが、学校との連携を 取りながら効率的な運営するなど、分園としての良さを発 揮しています。		
						妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を 密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。		
41	分園給食運営事 業	保育課中央保育所	安全かつ栄養バランス のとれた給食を食べる ことができている。	安全かつ栄養バランス のとれた昼食や補食を 提供する。給食室を安 全に管理する。	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	有効性	Α	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に 調理し提供することにより、幼児の健やかな成長を促進す ることができています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理 し、安全かつ栄養バラ ンスのとれた昼食や補 食を提供し、給食室を 安全に管理します。
						効率性	А	幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法 が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子ども へ適切に対応するためにはコストや人件費を削減すること は難しいと考えられます。		
						妥当性	Α	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。		
42	千代田保育所施 設維持管理事業		施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が 安全に施設を利用している。	保育における施設管理 及び環境整備を行い、 安全かつ過ごしやすい 環境を整備する。	及び環境整備を行い、	有効性	А	施設の維持管理及び環境整備を行うことで乳幼児が安全 で安心できる施設となっています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
						効率性	А	早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設になっています。費用も最小限に抑えることができています。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				子ども・子育て支援法 に基づき保育を必要と する乳幼児(0歳~5歳	に基づき保育を必要と	妥当性	А	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に 基づいて実施しています。		
43	千代田保育所保 育運営事業	保育課千代田保育所	保育所・家庭間の連携 が円滑になり、保育所 への信頼感も高まり、 市民が良質な保育サー ビスを受けている。	児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常	児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いまし	有効性	А	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感 も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が 増加している中で、地 域子育て支援拠点の一 つとして、公立保育所 の機能を発揮していき ます。
					た。また、通常保育に加えて時間外保育も実施しました。	効率性	А	保育ニーズは多く、公立保育所として、多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に、発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができています。		
						妥当性	Α	地方自治法、児童福祉法、市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子へ適切に対応しています。		
44	千代田保育所給 食運営事業	保育課千代田保育所	安全かつ栄養バランス のとれた給食を食べる ことができている。	安全かつ栄養バランス のとれた給食や補食を 提供する。給食室を安 全に管理する。	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	有効性	Α	栄養バランスを考慮した新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理 し、安全かつ栄養バラ ンスのとれた昼食や補 食を提供し、給食室を 安全に管理します。
						効率性	Α	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためには、コストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		
						妥当性	Α	少子高齢社会において、子育て支援事業や生活習慣病 予防事業の必要性は高くなる一方であり、健康増進法第 3条により、市はその対応に携わる者に資質を向上させる 必要があります。		負担金審議会等に基づ
45	45 保健活動地域連 携事業	道 健康増進課 担金を 化及び し、地域	市町村保健活動を携わる各団体へ補助金・負担金を交付し、連携強化及び資質向上を目指し、地域保健活動に関する事業を推進するた	市町村体健活動に携   わる者の連携強化・資   質が向上する事業に対	地域保健活動に関する 事業を推進するために 必要な環境の維持、整 備をすることができまし た。	有効性	Α	保健医療にかかる地方事務の増大と課題は圏域市町村で共通するものがあり、研修等に参加し得られた知識や情報により、市の保健事業の改良改善、市民サービスの向上に寄与しています。	現行どおり	く負担金の支出を行うと ともに、県内市町村との 連携・研修に積極的に 参加し、得られた知識 や情報を、本市の保健 活動に活用していきま
			めに必要な環境の維持 と整備を行う。			効率性	А	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会において審議されています。負担金は規約に基づき人口割・会員数割などで算出されています。		<b>ब</b> ं

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	А	救急医療体制の整備や広域災害への備えなど広域で対応が必要な課題のほか、複雑化する保健事業の安全・円滑な実施には、医師会、歯科医師会など関係機関との連携・協力が不可欠です。		
46	保健医療体制整備事業	健康増進課	金を交付し、市民の健 康増進、健康危機対 策、医療体制等を行	保健医療に関する活動 に対する補助金・負担 金を交付する。	広域的な診療体制の整備や災害時の医療 救護設備の整備等により、保健医療体制の維持、整備ができました。	有効性	А	各団体の活動により、本市が行う保健事業等への円滑な協力が得られるとともに、市民の疾病予防と健康増進を 行っています。	現行どおり	県及び印旛郡市の負担 金審議会のほか、協定 や市補助金交付要綱 等に基づき負担金等を 交付します。
			7.			効率性	Α	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会で審議され ているほか、協定や補助金交付要綱等に基づき交付して います。		
						妥当性	Α	市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な 運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ 管理であり、健康増進法第3条に基づき、市の施策として 実施しています。		市民の健康づくりに寄 与する事業運営を行う ため、データを蓄積し、 その有効活用ができる
47	健康データ管理事業	管理 健康増進課	保健事業の対象者や 受診データの経年管理 やデータ処理を行い、	受診者のデータを経年 管理し、効率的な事業 運営を行うとともに、結	事務を円滑に実施し、 統計報告等のデータ処	有効性	А	経年的なデータ管理により、個人及び集団の傾向が把握できます。また、各種保健事業数、対象者・利用者数とも年々増加しており、その膨大なデータの処理に欠かせないシステムです。	現行どおり	よう、各職員の研鑽を すすめます。また、令和 7年度までに自治体情 報システムの標準化の 移行完了を目指し、現
						効率性	Α	サーバを保有せず、パッケージソフトをASPサービスで使用することにより、経費の節減ができています。		行の健康管理システム との比較分析に関わる 準備調査作業を行いま す。
					検診事業、予防接種事 業(高齢者·母子)、歯・	妥当性		年間を通じ幅広い年齢層を対象として、様々な事業や相談を行っているため、会計年度任用職員の雇用は、円滑な事業遂行のためには必要な事業です。		各種保健事業を実施す
	健康増進人事管 理事業	健康増進課	にあたり、事務員や医   かか	会計年度任用職員に 会計年度任用職員に かかる報酬、職員手当 等、共済費の執行管理 びを行う。 だだできる。	口腔相談、健康相談・ 健康教育等の成人保 健事業、赤ちゃん訪問・ 妊産婦相談・乳幼児健 診等の各種保健事業を	有効性	Α	各事業により必要とされる医療有資格者が異なることから、臨機応変に必要な知見を有する職種をそれぞれの業務に従事してもらうことで、各種保健事業が円滑に実施できました。	現行どおり	るにあたり、職員だけで は人員不足が生じてい るため、必要とする事 務員及び医療有資格者 を雇用し、各種保健事 業を円滑に実施しま
			の健康を増進する。		円滑に実施することができました。	効率性	А	各会計年度任用職員を横断的に複数の事業に従事しても らうことで、事業間を連携するとともに、雇用の効率性が 確保できました。		業を円滑に実施します。

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					各種検診を実施し、疾 病やがんの発見や早 期治療、検診を受ける ことによる健康意識の	妥当性	Α	健康増進法第19条の2、がん対策基本法第4条、千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき実施しています。疾病の早期発見、早期治療に結びつけることができるよう各種検診の実施は必要です。		市民の健康保持増進 を目的とした各種検診 等は、継続して実施し ていきます。 集団検診では、予約制
49	検診事業	健康増進課	期込成を行い 古足が	市民の健康保持増進を 目的とし、各種がん検 診や骨粗しょう症検診 等を行う。	向上に寄与することが できました。検診予約 は、電話、予約システ ムで行いました。受診 券の申し込みは、電	有効性	Α	検診の内容は国の指針などの基準を踏まえて実施しています。検診の種類は、集団・個別検診とも目標とする検診を実施しています。	現行どおり	での実施を継続します。キャンセル待ちを再開します。 歯科健診に口腔機能検査を追加します。疾病の予防・早期発見・早
					話、FAX、LoGoフォームで受け付けました。 検診時の子どもの見守りを再開しました。	効率性	Α	集団検診と個別検診を選択でき、集団検診でも土曜日実施等、市民への利便性を検討し実施しています。感染症予防事業費等国庫補助金・千葉県健康増進事業費補助金を活用しています。予約制導入等の感染対策をとることで安全に検診を実施しています。		期治療、市民が健康な生活を送れるよう受診 勧奨を続けます。アピアランスケアの助成を開始します。
				市民を対象に予防接種 法に基づく定期予防接	クチン接種の助成が	妥当性	Α	予防接種法に基づき実施が義務付けられている定期の予 防接種を継続して実施する必要があります。		感染症予防に関する普及啓発を随時実施していきます。 四種から五種混合ワクチンへの変更について、必要な対象への周知とこども手帳で周知します。
50	予防接種事業	健康増進課	市民が予防接種を安全 に受けることができ、感 染症を予防し、健康で 快適な生活を送れてい る。	等に伴い必要な任意予防接種を行う。感染症 予防のための啓発、予防策についての普及活動を実施する。感染症	費用助成が0件、ヒトパピローマウイルス任意 接種助成が1件)を行いました。 ヒトパピローマウイルス 感染症9価ワクチンに ついて5月に全対象へ	有効性	Α	基本的に予防接種法に基づき実施します。疾病予防に寄 与できる接種率を保持するよう、また、過誤なく接種できる ように医療機関や市民に周知しています。	現行どおり	感染症予防接種キャッチアップの期限が、令和7年3月までのため、個別通知し接種勧奨していきます。風しんの追加的対策についても再勧奨していきます。新型コロナウイルスワクチンは、定期接種として実施します。(「No.59
				頼要請等を受けて対応 する。		効率性	Α	A類疾病の予防接種は9割、B類疾病は3割程度を地方 交付税で手当てされています。B類疾病の高齢者等インフ ルエンザ・肺炎球菌ワクチンは被接種者に一部負担金が あります。		新型コロナウイルスワクチン4回目接種等対策事業」から移行します。) 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、特例措置終了のため、対象者を65歳の者として実施します。

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				自治会からの推薦が	研修会は計画通り、年6回実施しました。	妥当性	А	市と市民のパイプ役、市民協働の担い手としての意味合いを持つ活動団体で、市民のニーズを踏まえた活動を行うことで、地域への健康意識の高揚や知識の普及につながっています。		保健推進員自らが、健康的な生活を心がけ、
51	保健推進員事業	健康増進課	市民の健康に関する意 識の向上、健康の保持 増進に役立てる。	あった人(40人以内) を市長が委嘱し、行政 と市民とのパイプ役、 地域の身近な相談役と して活動する。市内5中 学校区に分かれて活動	地域ミニ講座では、 ウォーキング講座を4 回行ったほか、子育て 支援に向けた食育の推 進や生活習慣病予防	有効性	А	実践活動の中で、保健推進員自身も健康について学ぶ場や振り返る機会となり、資質の向上につながっています。 保健推進員が健康情報を提供することで、家族、近隣、地域へと健康づくりの取組が広がっています。	現行どおり	市民ニーズの把握や地域の状況に応じた活動を行いながら、市と市民とのパイプ役として活動します。また、市民に保
				を行う。	に関する運動・栄養の実習を実施しました。	効率性	Α	健康づくりの推進のため、5中学校区毎に活動を行っています。地域と行政をつなぐ役割を担い、地域の健康水準の向上を目指しています。		健推進員の活動につい て周知します。
				健康づくりの指針であ	「第2次健康よつかいどう21プラン」の中間評価を実施し、課題抽出と計画後期に向けての	妥当性	Α	健康増進法および市民の健康づくりの指針である第2次 健康よつかいどう21プランに基づき実施される健康づくり の施策として必要な事業です。		令和4・5年度で「第2次 健康よつかいどう21プ ラン」の中間評価を実
52	健康よつかいどう 21プラン推進事 業	健康増進課	多くの市民が各種健康 づくり事業を利用し、自 らの主体的な健康づく りに役立てている。	る「健康よつかいどう 21プラン」の推進のた めの啓発活動、各種健 康づくり施策を実施す るとともに実施状況の	取組を整理し、改定版 プランとして策定しました。また、プラン推進の ための啓発として、市 政だよりやホームペー ジの活用の他、大手	有効性	Α	様々な世代への運動習慣の定着と健康に関する知識の 普及を行いました。また、第2次プランに位置付けられた 各種健康づくり施策を推進しました。	現行どおり	施し、課題抽出と計画 後期に向けての取組を 整理し、改定版プランと して策定しました。 改定版プラン推進のた
				管理を行う。	スーパーとの連携や市のイベントを利用し、健康情報を幅広い年齢層に提供しました。	効率性	А	市の大型イベントやスーパーと連携することで、幅広い年齢層に健康情報を発信する機会を増やし、健康づくりのきっかけになるよう取り組んでいます。		めの啓発活動、各種健康づくり施策を実施し、 進捗管理を行います。
				  生活習慣の改善及び	健康教育は各種健康 教室の他、集団検診や 母子保健事業で実施し	妥当性	А	健康増進法や自殺対策基本法に基づき、保健事業を実施しています。生活習慣病の予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及により、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康の保持増進に取り組んでいます。		生活習慣の改善及び健 康意識の向上のため、
53	成人保健事業	፟ 健康増進課 ቑ	以音される。	健康息調を向上させる ため、健康増進法、自 殺対策基本法に基づ き、市民の健康保持増 進と疾病予防のための	ました。健診結果相 談、成人健康相談で は、個々に合わせた相 談を行いました。また、 こころの講演会や、	有効性	А	健康度のレベルが異なる市民に対し、様々な手法を用いて事業を実施することで、市民の健康意識の向上や、健康の保持増進につながっています。	現行どおり	健康増進法、自殺対策 基本法に基づき、市民 の心身の健康保持増 進と疾病予防のための 健康教育・健康相談事
			以書される。	健康教育・健康相談事 業等を行う。		効率性	А	生活習慣病予防と健康意識の向上のために、既存の保健事業を利用して広く健康情報を提供したり、生活習慣病予備軍などのハイリスク者へ働きかける等、様々な手法を組み合わせ、保健事業を実施しました。		業等を実施していきま す。

								令和5年度		令和6年度 -
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しました。産婦健診委託事業では出産施設と連携し、リスクのある産婦へ早期に支	妥当性	А	主に母子保健法に基づいた事業で、市町村が実施主体となります。親子の孤立やステップファミリーなど複雑な家庭環境の増加により、虐待予防の観点からもニーズは増大しており、必要な事業です。		妊娠期から子育て期ま
54	母子保健事業	健康増進課	消し、健やかな子育て	健康の保持増進、育児 支援のため、妊産婦、 乳幼児を対象に相談、 健診、各種教室等の開 催、家庭訪問等を行 う。	援を行いました。訪問型・宿泊型・日帰り型産後ケア事業を活用し、 産後の母子支援を充実させました。 令和5年2月より開始さ	有効性	А	切れ目ない子育て支援を行うため、妊娠期から子育て期 のきめ細やかな支援として各種事業を展開しています。	現行どおり	での切れ目のない支援 を行います。 妊婦・子育て応援金事 業や産婦健診事業等を 活用し、妊娠期から産 後初期の母子支援を強
					れた妊婦・子育て応援 金事業により、産前産 後の伴走型相談支援と 経済的支援を実施しま した。	効率性	А	ニーズや必要性に応じて事業を選択し、各種交付金を活用しながら自前事業と委託事業とを組み合わせ実施しました。		化します。
			ことばの発達の遅れ、		個別相談や関係機関と	妥当性	Α	ことばの相談は福祉・保健・療育分野に関わる必要性の 高い事業です。		就学前のお子さんを持
55	ことばの相談事業	健康増進課	またはその疑いがある 乳幼児及びその保護 者が、個別相談を受け、関係機関の支援等 を受けることで育児不 安が軽減できる。	ことばの個別指導・相 談、関係機関との連 携、小学校への引継ぎ などを行う。	連携し、ことばを含めた 育ちの発達支援を行い、また、ニーズに応じ て受診相談や療育相 談を行うことにより、育 児不安の軽減につなが	有効性	А	乳幼児の育ちや、親子関係の相談を育児支援の枠内で扱うことで、保護者の経済的負担がなく、心理的負担の少ない方法で気軽に相談ができ、早期に必要な支援を行えました。	現行どおり	つ市民の、子どもの育ちに関する不安や心配に対し、他機関と連携しながら対応することで、親子関係が安定し、家族の健康度を保ちま
			女が軽減できる。		りました。	効率性	А	言語聴覚士が1人で、個別相談時間の確保が難しいため、関係機関と必要時連携を取り、保育園や幼稚園等集団の場での支援も行いました。		す。
						妥当性		建築物として各種法定点検が必要です。また、市民の健康づくり、保健事業の拠点として多くの市民が利用しており、施設の老朽化に伴い、快適性の維持、安全管理が必要です。		適正な保守、点検によ り改善箇所を検出しま す。修繕、改修等の実
56	保健センター管理運営事業	<sup>查理</sup> 健康増進課	市民の健康づくりを推進する拠点施設である保健センターの機能を良好に維持し、市民が安全で快適に利用できるように施設の維持管	保健サービスの拠点と   なる保健センターの保   守・保安管理、施設・設   信の維持管理を行る	施設管理等委託、施設 老朽箇所の工事や修 繕により、安全で安定 した施設運営が行え、 良好な施設環境を整備 することができました。	有効性	А	各種点検、修繕等を行い、市の保健事業の最大にして唯 一の拠点である保健センターを、衛生的、安全に管理して います。	現行どおり	施は、優先順位をつけ、大きなものは計画的に行っていきます。また、可能な限り本庁舎管理との一括契約や同
			理や修繕を行う。			効率性	А	通年業務については、本庁舎管理と協力し可能な限り一括契約等により経費縮減を行っています。建物が築30年を超え、維持管理のコストが増加していくことが見込まれます。		一業者に委託する等に より経費を縮減していき ます。

								令和5年度	•	令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				医師会等の協力によ		妥当性	Α	医療法および県保健医療計画に基づき、市が公設診療所で初期救急医療を確保することにより、市民が安心して適正な救急診療を受けられる体制を維持する必要があります。		救急医療機関は、経常 的に存在することで市
57	休日夜間急病診 療所事業	健康増進課	休日夜間急病診療所 業務を円滑に遂行し、 市民に休日夜間におけ る適切な初期救急医療 を提供する。	り、日曜・祝日及び年 末年始の夜間に市保 健センター内に休日夜 間急病診療所を開設 し、急病患者の応急診	医師会・薬剤師会等の協力により、初期診療 業務の円滑な運営を行うことができました。	有効性	Α	診療や多数の電話相談対応により、急病時の苦痛や不安 の軽減とともに、繁忙期には、二次救急医療機関の負担 軽減につながっています。	現行どおり	民の安心につながり、 また、初期救急医療を 確保することは市の役 割であることから、平常 時から基本的な診療体 制を整備しておく必要
				療を行う。		効率性	Α	初期救急医療であるため医療設備等は必要最小限で運営しており、医師会、薬剤師会等の協力を得ながら必要 最低限の経費で維持管理を行っています。		があるため、継続して 運営します。
						妥当性	Α	国が提示した地方創生臨時交付金の活用事業として、実施しました。		
58	物価高騰対策医 療機関等支援事 業 (新規事業)	健康増進課	物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び薬局の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援する。	物価高騰対策として、 医療機関等に対して、 助成金の交付を行う。	物価高騰の影響を受ける医療機関等の経済 的支援を行うことができました。	有効性	Α	社会情勢の変化により、物価高騰の影響を受けた市内医療機関等を支援することで、医療機関等の負担を軽減し、 安定的かつ継続的な事業運営に寄与することができました。	完了	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨 時交付金を活用した、 令和5年度単年度事業 です。
						効率性	А	本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用しました。		
				予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染 症に係るワクチンの臨	型コロナウイルス感染	妥当性		新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の臨時 接種に位置付けられていることから、市が実施主体となり 行わなければならない事業である。		令和6年4月1日以降 は、臨時接種から定期 接種へ移行となり、年
59	新型コロナウイル スワクチン4回目 接種等対策事業	健康増進課	市民が予防接種を安全 に受けることができ、感 染症を予防し、健康で 快適な生活を送れてい る。	時接種の令和5年春開始接種(5月開始)、令和5年秋開始接種(9月開始)等を安全かつ円滑に実施するため、	時接種の令和5年春開始接種(5月開始)、令和5年秋開始接種(9月開始)等を安全かつ円滑に実施するため、	:開 令 ら 有効性 A つ	新型コロナウイルスワクチン接種は、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることが期待されています。	完了	一回65歳以上の方及 び60歳から64歳の慢 性高度心・腎・呼吸器 機能不全者等の方に実 施(自己負担金あり)し	
				体制整備・市民周知を 確実に行い接種を進め る。		効率性	Α	制度変更に伴う予約システムの改修や予約受付、ワクチン管理や配送、ワクチンの余剰対策、集団接種、接種証明事務など、国庫補助を最大限に活用し、適時最適化を行うための準備を計画し、実施しました。また、市民へのワクチン接種に関する広報も適時に実施しました。		ます。 (「No.50予防接種事業」 へ移行します。)

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			医療費を適正化するこ	資格管理及び被保険 者証交付事務などの電	業務委託により、レセ プトの2次点検を行い、 医療費の適正化や被 保険者資格の適正化を 行いました。	妥当性	А	国民健康保険法で定められている事業であり、健全で安 定的な国保運営をするためには必要な事業です。		被保険者の資格確認を
60	国保運営事業 (国民健康保険特別会計)	国保年金課	とで、保険者及び被保 険者の医療費負担軽 減になっている。適正 な資格審査及び資格管 理を行うことで、被保険 者が安心して医療を受	算化、被保険者資格の 適正化、医科・歯科レ	運営協議会を開催し、 国保運営の重要事項 について審議しました。 また、第3期四街道市 国民健康保険保健事	有効性		レセプトの2次点検による医療費の適正化、被保険者資格の適正化及び運営協議会の開催について、成果目標を達成でき、一定の効果を得られています。	現行どおり	行い、レセプト等の2次 点検による医療費を適 正化することで、適正か つ安定的な運営を実施 します。
			けられている。	別に、国际連呂励譲去の開催等を行う。	未美施計画(ケータへ ルス計画)・第4期四街 道市国民健康保険特 定健康診査等実施計 画を策定しました。	効率性	А	必要な事務の電算化や委託化により、効率的に事業を実施しています。		
			<b>ルトネルを中央という</b>	国保連合会から請求された保険者負担分及		妥当性	А	国民健康保険法で定められている事業であり、被保険者 が一定の負担で安定的な医療サービスを受けるうえで必 要な事業です。		国保連合会に診療報酬
61	国保給付事業 (国民健康保険特 別会計)	国保年金課	保険者が医療費など適 正な負担をすることに より、被保険者が一定 の負担で安定的な医療 サービスを受けられて いる。	び診療報酬審査手数 料を支払う。 被保険者が申請した療 養費、高額療養費、高 額介護合算療養費、出	被保険者に対して、適 正な保険給付を行い、 負担の軽減につなげま した。	有効性	А	適正な保険給付をすることで、必要な医療サービスが受けられ、被保険者の負担軽減につながります。	現行どおり	審査を委託し、適正かつ効率的な事業運営を行います。被保険者が一定の負担で安心して医療サービスが受けられるよう適正な保険給
				産育児一時金、葬祭費などを支払う。		効率性	Α	レセプトの審査、支払事務を委託にすることにより、事務 の軽減につながり、適正化・効率化を行います。また、必 要な事務の電算化により効率的に事業を実施していま す。		付を行います。
			保健事業を展開するこ	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対		妥当性	А	特定健康診査・特定保健指導については国民健康保険 法第82条で定められている事業であり、被保険者の健康 保持・増進、健全で安定的な事業運営のため必要な事業 です。		被保険者に対し、受診 率等の向上策を講じな がら、特定健康診査・特 定保健指導及び、短期 人間ドック助成事業を 行います。また、糖尿病
62	国保保健事業 (国民健康保険特 別会計)	国保年金課	とにより、医療費の抑制を行い、健全で安定的な運営を行っている。被保険者の健康保持・増進及び疾病予防が自己の医療費負担	し、メタボリックシンド ローム等生活習慣病を 中心とした疾病予防を 目的とする特定健康診 査・特定保健指導を行 う。疾病の早期発見の ために人間ドックの受	被保険者に対して、適 正な保険給付を行い、 負担の軽減につなげま した。	有効性	А	特定健診の結果から、積極的支援と動機付け支援に該当する者に保健師や管理栄養士など、専門職による継続的な支援を行い、被保険者の生活習慣を改善することで、被保険者の健康保持・増進、疾病予防が行われています。	現行どおり	性腎症重症化予防事業を行い、さらなる医療費の負担軽減と被保険者の健康保持増進に取り組んでいきます。(令和6年度から後期高齢
			の軽減になっている。	検費用に対し、助成を 行う。		効率性	А	引き続き補助金を活用し、効果的な保健事業を展開しています。		和6年度から後期高齢 者医療被保険者の健 診事業の一般会計へ の移行に伴い、「後期 高齢者健康診査事業」 に分割します。)

								令和5年度	2	令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
					令和5年度より地方税	妥当性	Α	地方税法に定める規定と国保税条例に基づく事業です。 加入世帯の員数・所得に応じて国保税を賦課徴収するも ので、負担の公平性から必要な事業です。		地方税法の規定と国保 条例に則り、適性に賦 課します。また、ペイ
63	国保税賦課徴収 事業 (国民健康保険特 別会計)	国保年金課	適正な賦課及び徴収に より被保険者が公平に 保険税を負担してい る。	国民健康保険被保険 者に対する保険税の賦 課徴収を行う。	共通納税システムをと おして、クレジットカード	有効性	Α	被保険者の世帯員数・所得状況を適切に把握し、適正な保険税賦課を行っています。また、滞納者に対しては、督促状の送付や休日の滞納整理、納税相談等を行い、収納率向上に取り組んでいます。	現行どおり	ジーロ座振替サービス を活用した口座振替に よる納付や、定期的に コンビニ等で納付可能 な納付書を送付するこ とにより、納付機会を付
					<b>せました。</b>	効率性	Α	市税等収納向上対策本部において計画した、効果的かつ効率的な徴収対策を実施しています。		与し、現年度分の収納 率向上を目指します。
						妥当性	А	還付又は充当は地方税法に定められているものであり必要な事業です。		
64	国保税還付金 (国民健康保険特 別会計)	国保年金課	保険税の還付及び充 当を行うことで、被保険 者が保険税を適正に納 めることができる。	過誤納となった保険税 について、還付又は充 当処理を行う。	被保険者の過誤納から 生じる還付金支出につ いて、短期間で的確に 実施し納税者の税負担 の公平性につなげまし た。	有効性	Α	還付又は充当を的確に処理することで納税者の税負担の 公平性につながっています。	現行どおり	地方税法の規定と国保税条例に則り、過誤納金を、適時適正に還付 又は充当します。
						効率性	Α	事務の電算化により的確に賦課を行い、結果として過誤 納による還付充当も効率的に実施できています。		
			被保険者の身近である			妥当性		高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であるため必要です。		
65	後期高齢者医療制度事務事業 (後期高齢者医療特別会計)		市役所で、窓口業務を 担うことにより、各種申 請手続きの利便性がよ くなる。 後期高齢者医療制度 の適正な運営が行わ	被保険者の資格の得 喪や給付の申請などの 窓口業務を行う。	各申請書の受付や被保険者証の交付・回収を適切に行い、後期高齢者医療制度を円滑に運営することができました。	有効性	А	申請書の受付及び被保険者証の交付・回収を適切に処理することで、被保険者が必要な医療サービスをうけることができ、被保険者の負担軽減につながっています。	現行どおり	被保険者の利便性を向上させ、安心して医療 が受けられるよう実施していきます。
			れる。		7-0	効率性	А	千葉県後期高齢者医療広域連合で規定された様式・事務 手順を用いることにより、県内で統一した手続きを受ける ことができ被保険者の利便性が向上しています。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			短期人間ドックを受検			妥当性	А	短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直し や疾病の早期発見ができ、早期治療及び医療費の抑制 につながるため必要な経費です。		
66	長寿·健康増進事 業助成事業 (後期高齢者医療 特別会計)	国保年金課	することにより、生活習慣の見直しや疾病の予防・早期発見が可能となり、健康の保持・増進により、医療費抑制に	短期人間ドック受検料の助成を行う。	短期人間ドック受検費用の助成を行うことで、健康の保持・増進に寄与することができました。	有効性	А	短期人間ドック受検料を助成することで、被保険者が負担 する受検料が軽減されるとともに、被保険者の健康保持・ 増進、疾病の早期発見、早期治療が期待できます。	現行どおり	短期人間ドック受検料の助成を行うことで、疾病を予防又は早期に発見し、健康の保持・増進及び医療費抑制を目指します。
			繋がる。			効率性	А	情報システムを導入し、助成条件判定や承認書発行事務 を効率的に実施しています。		
					負担能力に応じた保険	妥当性	А	高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、負担能力に応じた保険料を徴収することで、円滑な制度運営を行うために必要です。		高齢化の進行に伴い、
67	後期高齢者医療制度保険料徴収事務事業 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	後期高齢者医療制度 の適正な運営が行わ れている。	千葉県後期高齢者医療広域連合により決定された保険料を徴収する。	料を徴収することができました。 収納率向上対策として、市税等収納向上対策本部による滞納整理	有効性	Α	法令に基づく督促状や催告書の送付、また、滞納整理の 一環として電話催告、再発行納付書の送付や納付相談等 の実施により収納率の向上に取り組んでいます。	現行どおり	医療費の増大が予想されることから保険料の確保が不可欠となるため、関係法令に則って保険料の収納率向上を
					を実施しました。	効率性	Α	他の課と連携をとり、計画的に効果的・効率的に収納対策 を実施しています。		目指します。
						妥当性	А	高齢者の医療の確保に関する法律第110条又は地方自 治法に基づき行っている必要な事業です。		
68	後期高齢者医療 保険料還付金 (後期高齢者医療 特別会計)	国保年金課(	国保年金課 ることで、板体映有の な	被保険者の過誤納と なった保険料を還付又 は充当する。		有効性	А	保険料の還付又は充当を適正に処理することで、被保険者の公平な負担につながっています。	現行どおり	被保険者の過誤納となった保険料を、適時 適正に還付又は充当します。
						効率性	А	事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付充当 を効率的に行っています。		

								令和5年度		令和6年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	)評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			国民年金第1号被保険			妥当性	Α	国民年金法第3条及び第6条に定められており、市が実 施すべき法定受託事務です。		
69	69 国民年金事務事 国保年金課		者の資格取得、免除申請等及び老齢基礎年金等の制度の説明を行うとともに、各種申請書等の届出の受付を円滑に行い年金制度の普		関係法令に則って適正 な事務を実施すること ができました。	有効性	Α	被保険者の各種届出申請などの手続きが適正に行われています。	現行どおり	法定受託事務であるため、関係法令に則って 事務を適正に実施します。
			及・啓発を行う。			効率性	Α	窓口業務の委託や事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		
				被保険者手帳の収入	対象者がいなくなった	妥当性	Α	健康保険法施行令第61条第1項及び第62条に定められ ており、指定市町村が実施すべき法定受託事務です。		
70	70 日雇特例健康保 険事業	<sup>保</sup> 国保年金課	日雇特例健康保険が 国保年金課 適切に受けられてい る。	印紙の貼付を確認し、 被保険者の受給資格 の検認を行う。また受 給資格者票や被保険 者手帳の交付・更新を	ため、事業を廃止しました。なお、指定市町村 指定取消手続きを行い、令和5年9月20日 付けで指定取消となり	有効性	Α	各種届出申請などの手続きを適正に行い、被保険者が日 雇特例健康保険を適切に受けられる事務です。	廃止	対象者がいなくなったため、事業を廃止しまし た。
				行う。	ました。	効率性	Α	対象者が0人となり半年以上新規加入者がいなかったことから、指定市町村の取消手続きを行い、日雇特例健康保険事業に係る事務を適切に廃止することができました。		